

人権教育の推進

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、幼児期(就学前)からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

学校教育の推進

本市の教育行政方針は、人権に関わる問題を正しく理解・認識させるため、人権教育の充実を掲げています。人間尊重の精神を培い、個人の尊厳を重んじ、合理的な精神を養い、偏見や不合理な差別をなくすための指導の徹底を図ります。

- ① すべての学校教育活動における人権教育の推進
- ② 学びの習慣化と基礎学力の充実
- ③ 実践的研究の推進と学習資料の充実
- ④ 指導体制の充実
- ⑤ 家庭、学校、地域が一体となった人権教育の推進

社会教育の推進

地域社会は、人と人との出会いを通して、よりよい生き方を学ぶ大切な教育の場であり、実践する場でもあります。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情をふまえた人権教育の推進に努めます。

- ① 家庭教育の充実
- ② 人権教育を進めるための指導体制の充実
- ③ 生涯学習機会の提供
- ④ 効果的な教材の開発・整備
- ⑤ 地域一体となった人権教育の推進

人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自分のこととして捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

市民への人権啓発

人権啓発にあたっては、市民一人ひとりが、人権を自分の問題として捉えなおし、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や身近な課題を取り上げるなど、効果的な手法で啓発活動の推進に努めます。

- ① 学習機会の提供
- ② 啓発内容・方法の充実と多様な啓発媒体の活用
- ③ 国、県、団体等との連携による啓発活動の充実

企業等への人権啓発

企業や団体は、多くの人々とかかわって活動しており、社会に対して大きな影響を与えていることから、その活動には環境や人権への配慮など社会的責任があるとされています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとできるよう、啓発に努めます。

- ① 企業内の推進体制の充実
- ② 企業内人権研修への支援
- ③ 就職・職業の機会均等の確保

人権に関わりの深い職業従事者への施策の推進

人権に関わりの深い職業に従事する者に対して、人権啓発・教育の充実に努めます。

1 市職員等(公務員)

職員一人ひとりが正しい人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

2 教職員・社会教育関係者

さまざまな研修を通して人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域社会との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割を果たせるよう努めます。

3 医療・保健関係者

職務内容に応じ相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

4 福祉関係者

- ① 民生委員・児童委員やケースワーカーに対し、人権に関する研修に努めます。
- ② ホームヘルパーや福祉施設職員に対し、子ども、高齢者、障がい者等の人権に関する研修に努めます。
- ③ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚を図られるよう教育研修の内容の充実に努めます。
- ④ 保育士養成施設など児童福祉関係職員養成所においては、子どもの人権についての教育の充実に努めます。

5 警察職員

適切な市民応接活動の強化を始め、被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権へ配慮した警察活動の徹底に重点を置いた教育訓練を充実するよう促します。

6 消防職員

市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とする消防職員に対し、人権意識の高揚のための職員研修の充実に努めます。

7 マスメディア関係者

人権に配慮した活動とともに人権啓発・教育に関する自主的取組が行われるよう促します。

8 その他

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官など、人権にかかわりの深い職業に従事する者に対し、人権を尊重した適切な応接活動を徹底するため、人権啓発・教育に関する取組を強化充実するよう促します。

効果的な計画の推進体制

- 人権尊重のまちづくりをめざし、全市体制で取り組み、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発に係る施策を推進します。
- 国(前橋地方方法務局等)・県・他市町村と連携を図り、さらにNPOをはじめとする民間団体や企業、関係諸団体と相互に情報や機会の提供に努めます。
- 人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対し、国・県や近隣市町村・市民との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する施策の充実に努めます。
- この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応するものとし、必要に応じて見直すこととします。

太田市人権教育・啓発に関する基本計画(概要版)

発行: 太田市 市民生活部 生活そうだん課
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1111 FAX: 0276-47-1866
発行日: 平成20年3月

太田市人権教育・啓発 に関する基本計画

(概要版)



太田市

「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」 基本的な考え方

策定の背景

太田市では2001(平成13)年12月「人権教育のための国連10年」太田市行動計画を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等さまざまな人権問題の解決に向けて、あらゆる機会を通じて人権尊重の精神を理解し、体得し、行動することができるよう、各種施策に取り組んできました。しかし、依然として多くの課題を抱えています。

本市の同和問題は、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育み、同和問題のみならずさまざまな人権問題の理解と認識を深める教育として、人権意識の高揚に大きな役割を果たしてきました。さらに、2005(平成17)年12月26日に制定された「太田市まちづくり基本条例」の中で、「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」を基本原則と定め、その実現に取り組んでいます。

基本理念

人権は人間の尊厳に基づき、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。すべての人が、権利を享有し、ともに尊重されることは、平和で、自由で、活力に満ちた豊かな社会を作るための基礎をなすものであり、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会を実現するための必須の条件です。

学校、家庭、地域社会、企業、団体等あらゆる場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、行動することができるようにすることを基本理念とします。

目標

市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面で実践に結びつけ、基本的人権の確立を目的に、あらゆる場と機会を通して、効果的な方法で人権教育・啓発を推進していくことを目標とします。

計画の性格

本計画は、「人権教育のための国連10年」太田市行動計画を引き継ぎ、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき制定された「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の趣旨をふまえて策定し、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するものです。

また、本計画の推進を以って、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に対応するものです。

市民一人ひとりが、自らのこととして、 人権問題についての正しい理解と認識を深め、 意識の向上を図り、差別や偏見をなくして いくことが大切です。

■さまざまな分野における人権課題に対する施策の推進

